**特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

|  |  |
| --- | --- |
| 正当な理由の内容 | 該当サービス種別 |
| ①　居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 |  |
| ②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 |  |
| ③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合 |  |
| ④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち，それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど，サービスの利用が少数である場合 |  |
| ⑤　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合**※具体的な理由を別紙で作成してください** |  |
| ⑥　その他正当な理由と旭川市長が認めた場合 |  |
| (1) 旭川市及び地域包括支援センターから困難事例又は緊急時対応として紹介された利用者であり，この利用者を除くと８０％以下になる場合 |  |
| (2) 災害の被災者を受け入れており，これを除くと８０％以下になる場合 |  |
| (3) 既存の利用者が入院等したことにより，一時的に特定の事業所に集中し８０％を超過した場合 |  |
| (4) 他の居宅介護支援事業所が廃止となり，その利用者を引き継いだことにより，一時的に特定の事業所に集中し８０％を超過した場合 |  |
| (5) その他やむを得ない事情がある場合**※具体的な事情を別紙で作成してください** |  |

【注】各々の「正当な理由」に該当するサービス種別を記入すること。